(b)　一方の締約国は、(a)に規定する暫定的な二国間セーフガード措置をとる前に、他方の締約国に対し書面による通報を行う。当該暫定的な二国間セーフガード措置の適用については、これがとられた後速やかに両締約国間の協議を開始する。

(c)　(a)に規定する暫定的な二国間セーフガード措置の期間は、二百日を超えてはならない。その期間中、4に定める関連する要件が満たされるものとする。当該暫定的な二国間セーフガード措置の期間は、5(d)に規定する期間に算入される。

(d)　5(f)、7及び8の規定は、(a)に規定する暫定的な二国間セーフガード措置について準用する。当該暫定的な二国間セーフガード措置の結果として課された輸入関税は、その後行われる4に規定する調査により原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こしているとの決定が行われない場合には、払い戻される。

10　5(a)及び9(b)に規定する書面による通報その他のこの条の規定に基づく両締約国間の連絡については、英語で行う。

11　両締約国は、この協定の効力発生の日から十年を経過した後、必要に応じ、この条の規定について見直しを行う。

12　この章のいかなる規定も、一方の締約国が、次のいずれかの規定に従い他方の締約国の原産品に対してセーフガード措置をとることを妨げるものではない。

(a)　千九百九十四年のガット第十九条及びセーフガード協定の規定

(b)　農業協定第五条の規定

第二十一条　国際収支の擁護のための制限

1　この章のいかなる規定も、締約国が国際収支上の目的のために措置をとることを妨げるものと解してはならない。当該措置をとる締約国は、千九百九十四年のガット第十二条及び世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解に規定する条件及び手続に従うものとする。

2　この章のいかなる規定も、締約国が国際通貨基金協定に基づく為替管理又は為替制限を実施することを妨げるものではない。

第二十二条　一般的例外及び安全保障のための例外

千九百九十四年のガット第二十条及び第二十一条の規定は、必要な変更を加えた上で、ここにこの協定に組み込まれ、この協定の一部を成すこととし、この章の規定の適用上、これらの規定を適用する。

第二十三条　原産地規則

原産地規則に関する規定については、附属書二で定める。

第二十四条　物品の貿易のための運用上の手続規則

合同委員会は、この協定の効力発生の日に、物品の貿易のための運用上の手続規則を採択する。両締約国の関係当局は、同手続規則に定める詳細な規則に従って、この章の規定に基づく任務を遂行する。

第二十五条　一般的な見直し

両締約国は、この章の規定及び附属書一の両締約国の表についての一般的な見直しをこの協定が効力を生ずる暦年の後五年目の年に行う。両締約国は、その見直しの結果合意する場合には、この章の規定及び附属書一の両締約国の表に基づく市場アクセスの改善の可能性についての交渉を開始することができる。

第三章　税関手続及び貿易円滑化

第二十六条　適用範囲

1　この章の規定は、両締約国の関税地域間で取引される物品の通関に必要な税関手続について適用する。

2　この章の規定は、両締約国により、それぞれ自国の法令に従い、かつ、各締約国の税関当局の利用可能な資源の範囲内で実施される。

第二十七条　定義

1　この章の規定の適用上、

(a)　「ATA条約」とは、千九百六十一年十二月六日にブラッセルで作成された物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約をいう。

(b)　「税関当局」とは、附属書二の第一条(c)に定義する税関当局をいう。

(c)　「関税法令」とは、物品の輸入、輸出及び通過に関して各締約国の税関当局がその権限の範囲内で運用し、及び執行する法令であって、関税、課徴金その他の税に関するもの及び禁止、制限その他これらに類する規制に関するものをいう。

第二十八条　透明性

1　各締約国は、自国の関税法令に関して一般に利用されるすべての関連情報を、いかなる利害関係者についても、容易に利用可能なものとすることを確保する。

2　各締約国は、利用可能なものとされた情報を自国の関税法令の改正により修正しなければならない場合には、利害関係者が当該改正を考慮することができるよう、修正された情報を当該改正の効力発生に十分先立って容易に利用可能なものとする。ただし、そのような事前の周知を行うことができない場合は、この限りでない。

3　各締約国は、両締約国の利害関係者の要請があった場合には、自国の関税法令に関し当該利害関係者が提起した個別的な税関に係る事項についての情報をできる限り迅速かつ正確に提供する。各締約国は、特に要請された情報のみでなく、利害関係者が知るべきであると考えるその他の適切な情報も併せて提供する。

第二十九条　通関

1　両締約国は、予見可能であり、かつ、一貫性及び透明性のある方法でそれぞれの税関手続を適用する。

2　各締約国は、両締約国の関税地域間で取引される物品の速やかな通関のため、次の事項を行う。

(a)　情報通信技術を利用すること。

(b)　税関手続を簡素化すること。

(c)　関税協力理事会の主催の下で採択される標準規定及び勧告規定その他の関連する国際的な基準及び勧告された慣行に税関手続を可能な限り調和させること。

(d)　適当な場合には、自国の税関当局と次の当局等との間の協力を促進すること。

(i)　自国の他の国内当局

(ii)　自国の貿易関係者

(iii)　第三国の税関当局

3　各締約国は、影響を受ける当事者に対し、税関に係る事項に関連する自国の行政上の行為についての行政上及び司法上の審査のための手段であって、容易に利用可能なものを提供する。

第三十条　一時輸入及び通過物品

1　各締約国は、ATA条約に従い、両締約国の関税地域間で取引される物品の一時輸入のための手続を引き続き容易にする。

2　各締約国は、千九百九十四年のガット第五条3の規定に従い、他方の締約国の関税地域からの通過物品又は他方の締約国の関税地域への通過物品の通関を引き続き円滑に行う。

3　両締約国は、セミナー及び研修課程を通じて、両締約国又は第三国の関税地域において、物品の一時輸入のための通関手帳（ATA条約の例によるものに限る。）の使用及び通過物品の通関の円滑化を促進するよう努める。

4　この条の規定の適用上、「一時輸入」とは、関税の納付につき条件付で全額の又は部分的な免除を受けて物品を関税地域に持ち込むことのできる税関手続をいう。当該物品は、特定の目的のために輸入されなければならず、かつ、当該物品を使用することによる通常の価値の低下を除くほか、いかなる変更も加えられることなく、一定の期間内に再輸出することが予定されていなければならない。